

I. 令和8年度関税改正を巡る諸情勢

本年は、世界各国において、関税政策・通商政策を巡る動きがかつてない規模で見られた年である。こうした中で、CPTPPの高い水準の維持・強化等のEPAの推進はもとより、あらゆる国がその恩恵を享受する、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序を維持するために我が国の果たすべき役割は大きい。引き続き、我が国がWTOを中心としてこれまで築き上げてきた多角的自由貿易体制の維持・強化に一層貢献していくことが重要である。

通商政策の潮流の変化は、様々な変化の一端に過ぎない。AIの発展やデジタル化の進展等の技術革新は、厳格な水際取締り及び貿易円滑化を両立させるだけでなく、更なる最適化に新たな可能性をも拓く。一方、厳しさを増す安全保障環境や、それを背景とした非市場的政策及び慣行に基づく過剰生産能力がもたらす、経済活動への歪みとリスクへの関心の高まり等が見られる。これら経済・社会全般に影響を与える大きな変化も踏まえ、不断に関税政策・税関行政の見直しを図る必要がある。

越境EC(電子商取引:E-Commerce)の拡大を背景とした足元の少額輸入貨物の急増や、外国人入国者数の急回復等により、迅速な通関に対するニーズが高まる中で、不正薬物、金、知的財産侵害物品等の流入・密輸リスクも増大している。国民からの信頼を維持し続けるため、こうしたリスクに対応し、国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たす通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保を図るとともに、ロシア等に対する経済制裁の実効性確保や、軍事転用のおそれのある製品・技術の不正輸出等の防止に万全を期し、水際取締り能力の強化に取り組むことが重要である。

その実現に向け的確に業務を遂行するため、高い使命感を持った関税局・税関職員の人的資本の更なる向上を基礎に、先端技術を活用した取締・検査機器の適正な配備や、審査・検査・事後調査を含めた税関の体制の整備・充実に加え、貿易関係者等へのきめ細やかな情報提供、世界税関機構(WCO)や国内外の関係機関・関係事業者等との連携強化、税関手続の一層のデジタル化などの施策に取り組む必要がある。この施策に取り組むために、

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」(令和4年11月公表)をアップグレードさせるとともに、これらをさらに推進し、より質の高い業務運営を目指すことが重要である。

こうした取組に加え、急速に変化する経済・社会情勢等に即した適切な関税率の設定・関税制度の整備等を通じて、税関に対する社会的要請である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」の着実な遂行を図る観点から、令和8年度において、下記の改正を行うことが適当である。

II. 令和8年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率である。現在対象としている品目の大半は農水産品であり、概ね低い暫定税率を関税割当制度と組み合わせて設定することで、国民経済の健全な発展に資するものである。

その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方方に沿って、令和8年3月31日に適用期限が到来する412品目に係る暫定税率を品目特性と設定背景を加味して22の品目群に分け、精査・検討を行った。その結果、

- ・ 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の8品目について、今後、中長期的に関税率の見直しを行う必要が認められないため、暫定税率の適用期限を延長しない（基本税率に移行する）一方、
- ・ その他404品目について、暫定税率の必要性と合理性が認められたことから、適用期限を令和9年3月31日まで延長する

ことが適当である。

なお、暫定税率の適用期限については、状況に変化が生じた場合に機動的に対応するため1年間としているにもかかわらず、長年にわたって同水準の暫定税率が継続している品目が見られる。このような場合には、暫定税率を廃止して、同水準の基本税率を設定する等、不断の見直しを図っていくとともに、延長する場合には、適用期限の妥当性を説明する必要がある。

(2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化に伴う輸入急増時等の安全弁として設けられた制度である。

同制度の対象となる品目は、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和8年3月31日に到来する適用期限を令和9年3月31日まで延長することが適当である。

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉や粉乳等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用されている。

CP TPP加盟国から輸入される加糖調製品については、関税割当制度の対象とされ、枠内税率を段階的に引き下げる譲許等がされている。

ＣＰＴＰＰ関税割当枠外の輸入及びＣＰＴＰＰ加盟国以外の国からの輸入に係る加糖調製品については、ＷＴＯ譲許税率を下回る暫定税率を設定し、これらの税率の差分は調整金として徴収されている。

加糖調製品は国内の砂糖需要を一部代替していることから、ＣＰＴＰＰ加盟国からの輸入増加による影響を緩和すべく、当該調整金が国内産糖への支援に充てられている。この制度は、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成29年11月24日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、糖価調整法により設けられたものである。

加糖調製品に係る暫定税率については、国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められる中で、加糖調製品と国内産糖の価格差が依然存在するとの認識の下、

- ・ 今後長期的に加糖調製品全体の輸入量が増加することで国内産糖への影響が生じ得ることを踏まえれば、国内産業保護の観点から、暫定税率を引下げた上で調整金収入を拡大させる必要性が認められること、及び、
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できることなどを総合的に勘案した結果、加糖調製品のうち5品目（ココアの調製品、粉乳の調製品等）について、令和8年度のＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえ所要の引下げを行うことが適当である。

他方、今後の加糖調製品に係る暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、並びに暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることを求めることが適当である。

(4) 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率無税化

石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油（以下「揮発油等」という。）は原油の連産品で、揮発油等を原料に基礎化学製品を経て、プラスチック、合成繊維及び薬品等が製造され自動車、先進電子機器等の様々な産業に利用されている。

揮発油等については、国産品だけでは国内需要を約4割しか賄えず、不足分を輸入する現在の構造が今後も継続すると見込まれ、内外価格差は生じていない。こうした中、

- ・ 挥発油等を精製する川上の石油精製企業保護の必要性が薄れる一方で、諸外国においては石油化学製品の生産能力増強に向けた動きが進展し、我が国からの汎用的な石油化学製品の輸出量が減少する等の影響が出始める等、諸外国との厳しい競争に直面する川下の石油化学企業の揮発油等の安価な調達を支援し、国内産業を保護する必要があること、及び、
- ・ 挥発油等を大元の原料とする、広く用いられる様々な製品を安価に供給し、消費者等の利益を確保する必要があること

を踏まえ、関税率を無税とする必要性が中長期的に継続すると見込まれるため、暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持することが適当である。

(5) 航空機部分品等免税制度

我が国の航空機産業と宇宙産業においては、国際共同開発への参画や民間企業による宇宙ビジネスの拡大等が進められているところであり、国際競争力の更なる強化が必要となっている。その製造に際し、国産困難な部分品等は輸入に依存しているため、航空機部分品等免税制度は、航空機部分品等の免税輸入を通じて、コスト軽減に資するものとなっている。

こうした点を踏まえ、令和8年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等免税制度については、その適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長することが適当である。

(6) 加工再輸入減税制度

安価な海外製原材料による製品の輸入が増加している我が国の繊維・皮革産業においては、加工再輸入減税制度を利用し、国産の材料を一旦輸出して海外で加工した後、再び輸入することで、国産材料の利用促進と生産コストの削減による産業全体の活性化及び競争力の強化を図っている。

こうした点を踏まえ、令和8年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度については、その適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長することが適当である。

2. 急増する少額輸入貨物への対応

令和6年の輸入許可件数は約1億9千万件とコロナ禍前（令和元年：約4,600万件）の約4.1倍と大幅に増加している。課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物では、近年、中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物が大きく増加している。特に、課税価格の合計額が1万円以下の少額輸入貨物の全輸入許可件数に占める割合は約9割を占め、その増加が著しい。

越境ECを含めたネットショッピングの利用は年々増加しており、令和6年の国内におけるネットショッピングの1か月平均支出額は平成30年の約2倍、利用世帯の割合も過去10年で倍増しており、ECが生活に浸透している。

越境ECの健全な発展を阻害しない形で輸入貨物の急増に対応し、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という社会的要請を実現していく観点から、

- ・ 国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たしている通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保、及び、
- ・ 越境ECサイトで国内消費者向けに商品を直送する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者との競争上の不均衡の是正を図るため、制度上の対応が必要である。

(1) 保税業者に対する業務改善命令の創設等

保税制度は、外国貨物を税関の監督下にある保税地域に置くことにより、不正薬物・銃器等の社会悪物品の国内への流入防止や関税等の適正な徴収の確保という社会的要請に応えることを目的とする制度である。

保税地域において、外国貨物の蔵置・加工等を行うことにつき税関長から許可等を受けた者（以下「保税業者」という。）は適正な貨物管理を行う責務を負っている。越境ECの拡大を背景として輸入件数が急増し、税関の定員増加や業務の効率化による対応に限界がある中、社会悪物品の国内への流入防止等の社会的要請に応えていくためには、税関と保税業者の協働が重要性を増している。高い意識を持って法令遵守（コンプライアンス）の体制の整備を図る保税業者も見られる一方で、保税業者の新規参入も続く中、近年、特に通販貨物を取り扱う一部の保税業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案及び従業者による不正への関与が疑われる事案が散見される。

こうした我が国の安全・安心を脅かしかねない課題に対応するため、保税業者の適正な業務運営を確保し、監督の実効性を高めることが必要である。

① 保税業者に対する業務改善命令等の創設

現状の税関による保税業者に対する監督等は、非違を防止する効果として一定の限界がある行政指導としての「助言・指導」と、保税業者にとって過酷な「行政処分」（一定期間の貨物の搬入等の停止または保税地域の許可の取消し）という両極端なものとなっており、より実効性のあるきめ細やかなものとすることが望ましい。このため、関税法において、

- ・ 保税業者が保税地域において適正な貨物管理を行うための体制・手順等を規定した規則を定めなければならないことを規定するとともに、新たな行政措置として、
 - ・ 保税業者が関税法の規定に従い業務を行わなかった場合等に税関長が保税業者に対して同規則に定められた業務等の改善に必要な措置をとるべきことを命ずる処分（業務改善命令）を新設すること、及び、
 - ・ 当該処分の履行を確保するための措置として、保税業者が業務改善命令に違反した場合に、税関長が貨物の搬入停止等の行政処分を行う旨の規定及び罰則を新設すること
- が適当である。

② 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設

一部保税業者において、輸入許可の有無を適正に確認せず、輸入許可未済の貨物を搬出したことが疑われる事案が発生している。これは、保税地域から貨物を搬出する際の確認が法令において義務付けられていないことに起因している可能性があることから、当該確認のさらなる徹底を図るため、関税法において、

- ・ 保税業者が外国貨物等を保税地域から搬出しようとする場合に、その搬出につき関税法上必要とされる許可、承認又は届出の有無を確認する義務（貨物搬出時の確認義務）を新設すること、及び、

- ・ 当該確認義務の履行を確保するための措置として、保税業者が貨物搬出時の確認義務を怠った場合の罰則を新設することが適当である。

(2) 課税価格決定の特例の廃止

関税の課税価格は、輸入貨物が輸入取引により本邦に到着するものである場合には、原則として、当該輸入貨物の取引価格とされている。

課税価格決定の特例は、輸入貨物が、①本邦に入国する者により携帯して輸入される貨物又は②輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物等であって、輸入者の個人的な使用に供されると認められるもの（個人使用貨物）に限り適用される。

適用にあたっては、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格として、「海外小売価格」（輸入者が貨物を取得する際に実際に支払った価格）に「0.6」を乗じて当該輸入貨物の関税等の課税価格を算出する。

本特例は、当時珍しかった海外旅行の土産品等を念頭に昭和 55 年に法制化された。仮に小売取引の段階の価格を課税価格とした場合、卸取引の段階で輸入される商業貨物に比して課税価格が割高となり課税の公平性を失すことから、その調整のために設けられたものであり、国籍等を問わず適用可能なものである。

昭和 55 年当時約 500 万人であった日本への入国者数は、その後、40 年以上を経て、令和 6 年には外国人入国者数の増加により約 5000 万人となったほか、個人使用貨物を取り巻く環境はインターネットの普及や物流網の拡大により大きく変化し、

- ・ 本特例が適用された貨物のうち 9 割以上が課税価格の合計額が 1 万円以下の輸入貨物であり、個人が越境 E C サイトを利用して容易に輸入できる貨物に多く適用されていると考えられ、法制化当時の想定と大きく異なる状況にあること、及び、
- ・ 越境 E C サイトで国内消費者向けに商品を販売する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者の間の競争上の不均衡が顕在化していること、及び、
- ・ 本特例を利用し貨物を輸入しながら、実態としては国内での再販売等が目的と見受けられる事例も発生していること

等を踏まえ、時代に即した見直しとして、本特例を廃止することが適当である。

3. 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

不当廉売関税制度は、不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するため、供給国・対象產品等を指定した上で、通常の関税の他に割増関税（不当廉売関税。以下「A D 関税」という。）を課する制度である。

A D 関税の課税命令に服するべき者が課税を免れるため、貨物の「供給国」や「品目」を変えることにより課税命令が示す範囲から形式的に外れるようにしつつ、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題が生じており、A D 関税措置（以下「原措置」という。）の効果が減殺されている疑いが生じている。我が国が発動

している A D 関税の対象貨物についても、類似品の輸入の増加や、第三国からの輸入の増加が確認される等、A D 関税の迂回が疑われる事例が存在する。

G20 をはじめとする主要国においては既存の A D 関税措置に対する迂回行為が行われていることの確認等をもって、当該措置の対象となる国や產品を拡大する制度（以下「迂回防止制度」という。）を既に有している。こうした諸外国の事例も参照した上で、我が国の実情も踏まえつつ、迂回に対する迅速な救済及び抑止を可能とし、A D 関税制度の実効性を高めるとともに、W T O 協定の目的・趣旨に沿った形で制度設計を行うこととすることが適当である。

具体的には「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループとりまとめ」に基づき、

- ・ 制度の対象となる迂回行為は「第三国迂回」・「軽微変更迂回」・「輸入国迂回」の 3 類型とし、
 - ・ 迂回防止調査は、利害関係者による意見の表明の機会等を確保しつつ、合理的な経済活動を行っている者による課税からの「除外申請」に係る調査を含め原則 10 か月以内（最大で 6 か月の延長）に行い、
 - ・ 迂回の事実及び損害等の事実があると認められる場合に、迂回された輸入貨物に對しても原措置と同等の割増関税を課すこと
- を骨子とする、迂回防止制度を創設することが適当である。

4. 関税の犯則調査・処分に係る手続のデジタル化

本年 5 月 23 日、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 39 号）が、公布された。

依然として深刻な状況が続いている不正薬物の密輸入をはじめ、益々巧妙化する金地金の密輸入等の犯則事件に厳正に対処するため、税関においても、犯則調査・処分を効率的に執行する観点から、刑事手続と同様に、犯則調査・処分に係る手続の円滑化・迅速化を図るとともに、犯則調査・処分に關与する国民の負担軽減を図る必要がある。このため、関税の犯則調査手続についても刑事訴訟法の改正内容に合わせて以下の見直しを行うことが適当である。

(1) 電磁的記録提供命令等の創設

関税法において、裁判所の発する許可状により、物理的な記録媒体の授受を介さず、オンラインで送信を受ける方法によって通信履歴といった電子データの提供を受けることを可能とする電磁的記録提供命令の規定を設けることが適当である。

また、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができる規定を設けることが適当である。

(2) 捜索・差押え許可状等の請求等及び告発の電子化

関税法において、検索・差押え許可状等の請求・交付・提示の電子化及び告発の電子化の規定を設けることが適当である。

(3) 差押目録等・調書の電子化

関税法において、電子データによる差押目録等及び調書の作成・管理等の規定を設けることが適当である。

III. 引き続き検討すべき事項

「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ」に指摘されているように、少額輸入貨物に関連する課税制度全体の見直しは、通関業者や税関の負担を減らすことにつながり、「貿易の円滑化」と「適正かつ公平な関税等の徴収」の両立を実現する観点から、極めて重要である。

消費税の少額免税制度、関税の少額免税制度、課税価格決定の特例、少額輸入貨物に係る簡易税率といった少額輸入貨物に関連する課税制度のうち、消費税の少額免税制度は見直しを行うこととされており、課税価格決定の特例については本答申で廃止することが適当であるとしている。通関実務への影響は相互に関連することから、残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当である。

まず、少額輸入貨物に係る簡易税率については、

- ・ 現行の税率水準を定めた平成14年度改正以降、数多くのEPA等が発効し簡易税率よりもEPA税率の税率水準のほうが低くなつたこと、及び、
- ・ 適用除外品目の申告の割合が多くなつてること

を背景として、極めて利用率が低い状況にあることから、本制度の目的である貿易円滑化の機能を回復すべく、EPA税率等を踏まえた税率水準や、適用除外品目の見直しを検討することが適当である。

次に、関税の少額免税制度については、国内外の事業者間の競争上の不均衡、課税の中立性、国内産業保護の観点からは、少額免税基準の引下げ又は廃止が考えられる。そのような場合には、品目分類や適用税率の決定等を伴う事務が新たに生じることで迅速な通関に影響し、輸入者の利便性を損なうおそれもある。一方、迅速な通関を確保する観点から、急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループにおいて、少額免税基準の引上げが考えられるとの指摘もあった。こうした点を考慮し、まずは、少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し等の納税事務全体の見直しを行いつつ、諸外国の動向や日本における消費税の少額免税制度の見直し後の納税事務の状況を見定めながら本制度に係る検討を継続することが適当である。